# 健康保険法等の一部を改正する法律案要綱

#### 第一 改正の趣旨

医療保険制度の安定的な運営を図るため、 患者一部負担金の見直し、 健康保険の保険料における総報酬

制の導入、 政府管掌健康保険の保険料率の引上げ、老人医療費拠出金の算定方法の見直し、国民健康保険

の財政基盤の強化等の措置を講ずること。

## 第二 健康保険法の一部改正の要点

保険給付に関する事項

### 1 一部負担に関する事項

(1) 被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合について、三割とすること。 ただし、七十歳以上

の者については一割、 一定以上の報酬を有する七十歳以上の者については二割とすること。 また、

被扶養者の自己負担割合についても同様の取扱いとし、三歳未満の者については二割とすること。

# ( 健康保険法第七十四条第一項等関係 )

(2) 外来に係る薬剤一部負担金を廃止すること。 (健康保険法第七十四条第二項等関係)

2

その他

給付率の統一に伴い、 継続給付等について所要の改正を行うこと。 (健康保険法第九十八条等関係)

保険料に関する事項

1 総報酬制に関する事項

賞与に対しても標準報酬月額と同一の保険料率で賦課することとし、 あわせて、 保険料賦課の基礎

となる賞与について上限額を定めること。 (健康保険法第百五十六条等関係)

2 政府管掌健康保険の保険料率に関する事項

(1) 総報酬制の導入に伴い、政府管掌健康保険の一般保険料率を千分の八十二とするとともに、 — 般

保険料率の上限は据え置くこととすること。 (健康保険法第百六十条第一項等関係

(2) 社会保険庁長官は、政府管掌健康保険の一般保険料率が中期的な財政の均衡の基準に適合するよ

う、少なくとも二年ごとに見直すものとすること。 (健康保険法第百六十条第三項関係

 $\equiv$ その他

1 表記の平易化に関する事項

片仮名書き・文語体となっている表記を、 平仮名書き・口語体に改め、 表記の平易化を図ること。

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三を人保健法の一部改正の要点

老人医療受給対象者に関する事項

1 老人医療受給対象者を、七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であって一定程度の

障害の状態にある旨の市町村長の認定を受けたものとすること。(老人保健法第二十五条第一項関係

2 ただし、施行日の前日に既に七十歳以上である者については、七十五歳に至るまで、引き続き老人

医療受給対象者とすること。(附則第八条関係)

一 一部負担に関する事項

1 老人が医療を受ける際の一部負担金の額を、 一割とすること。ただし、一定以上の所得を有する者

等については、二割とすること。 (老人保健法第二十八条第一項関係)

2 一部負担金に係る月額上限制及び診療所に係る定額選択制を廃止すること。

三 老人医療費の伸びを適正化するための指針に関する事項

厚生労働大臣は、老人医療費の伸びを適正化するための事項を内容とする指針を定め、当該指針に即

した都道府県及び市町村の取組に対する必要な助言その他の援助に努めるものとすること。 (老人保健

法第四十六条の二十二関係)

四 費用に関する事項

1 医療等に要する費用の負担

(1) 市町村が支弁する医療等に要する費用 ( 一定以上の所得を有する者に係る医療等に要する費用を

除く。 ②において単に「医療等に要する費用」という。) の十二分の六に相当する額及び一定以上

の所得を有する者に係る医療等に要する費用については、老人医療費拠出金をもって充てること。

老人保健法第四十八条関係)

(2) 国は医療等に要する費用の十二分の四を負担し、 都道府県はその十二分の一を負担すること。

老人保健法第四十九条及び第五十条関係)

(3) (2)の負担割合については、平成十四年十月から平成十八年十月までの間に段階的に引き上げるこ

ځ (附則第十二条関係)

2 老人医療費拠出金の算定方法の見直し

老人医療費拠出金の算定に係る老人加入率の上限を廃止するとともに、 老人加入率の下限について

政令で定めることとすること。 (老人保健法第五十五条第二項及び第五十六条第二項関係

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四(国民健康保険法の一部改正の要点

一 一部負担金に関する事項

1 三歳未満の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合については二割、七十歳以上の者につい

ては一割、一定以上の所得を有する七十歳以上の者については二割とすること。また、七十歳未満の

退職被保険者等については、 被用者保険における見直しに併せ、三割とすること。 (国民健康保険法

第四十二条第一項等関係)

2 外来に係る薬剤一部負担金を廃止すること。 (国民健康保険法第四十二条第二項等関係)

一 国民健康保険の財政基盤の強化に関する事項

1 広域化等支援基金に関する事項

都道府県は、 国民健康保険事業の運営の広域化等に資する事業に必要な費用に充てるため、 広域化

等支援基金を設けることができるものとすること。 (国民健康保険法第七十五条の二関係

2 保険者を支援するための制度の創設に関する事項

町村は、

て算定した額を国民健康保険の特別会計に繰り入れるものとし、 国及び都道府県はその費用の一部を

一般会計から、低所得者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案し

負担するものとすること。(国民健康保険法附則第十二項関係)

3 高額医療費共同事業に関する事項

国民健康保険団体連合会は、 高額な医療に関する給付の発生が国民健康保険の財政に与える影響を

緩和するため、 市町村から拠出金を徴収し、 市町村に対して高額な医療に関する給付に係る交付金を

交付する事業を行うものとし、 国及び都道府県は拠出金の納付に要する費用の一部を負担するものと

すること。 (国民健康保険法附則第十三項から第十八項まで関係

4 2及び3の措置については、平成十七年度までの措置とし、 施行後の国民健康保険の運営の状況、

医療保険制度の在り方についての検討状況及び社会経済情勢の変化を勘案して平成十七年度までの間

に検討を行い、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。 (国民健康保険法附則第十

九項関係)

三 その他

1 退職被保険者等に係る老人医療費拠出金の負担方法の見直しに関する事項

市町村が負担する老人医療費拠出金のうち退職被保険者等に係る部分について、 退職者医療制度に

おいて全額負担すること。 (国民健康保険法第七十条及び第七十二条の四関係)

2 療養給付費等拠出金の算定に関する事項

総報酬制の導入に伴い、 被用者保険等の保険者が負担する療養給付費等拠出金の算定基礎を標準報

酬月額から総報酬額に改めること。 (国民健康保険法第八十一条の四関係)

3 保険料の徴収の委託に関する事項

被保険者数、 国民健康保険の財政等を勘案して厚生労働大臣の指定する市町村は、 保険料の徴収の

事務について、 収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に、 私人に委託するこ

とができるものとすること。 (国民健康保険法第八十条の二関係)

4 保険料の不均一賦課に関する事項

合併した市町村において、 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度の間、 不均一の

保険料の賦課をすることができるものとすること。 (国民健康保険法附則第十一項関係)

5 その他所要の規定の整備を行うこと。

第 五 地方税法の一部改正の要点

国民健康保険税の所得割額の算定方法の見直しに関する事項

国民健康保険税の所得割額の算定に当たり、給与所得特別控除及び公的年金等特別控除を廃止し、

色事業専従者給与又は事業専従者控除及び長期譲渡所得等特別控除を適用すること。 (地方税法第七百

三条の四並びに附則第三十五条の五及び第三十六条関係)

その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 船員保険法の一部改正の要点

総報酬制の導入に伴い、 職務外の疾病部門に係る保険料率を千分の九十一(失業部門と合わせて千分

の百九) とし、 法定料率に千分の四を加えた率の範囲内において変更できるものとすること。 (船員保

青

### 険法第五十九条第五項等関係)

その他保険給付及び保険料に関する事項について、 健康保険法と同様の改正を行うこと。

#### 第七 施行期日等

一施行期日

この法律は平成十四年十月一日から施行すること。ただし、第二の一の1の(1)(一部負担金の割合を

三割とする部分に限る。)及び(2)並びに2並びに二の1及び2の(1)、 第四の一の1 (退職被保険者等の

部負担金に係る部分に限る。)及び2、二の2、3及び4並びに三の2及び3並びに第六の一に掲げ

る事項は、平成十五年四月一日から施行すること。(附則第一条関係)

### 二 医療保険制度の改革等

1 医 療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、 将来にわたり

百分の七十を維持するものとすること。

2 政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に、 次に掲げる事

項について、 その具体的内容、 手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとすること。

当該方針に基づいて、できるだけ速やかに ( ②についてはおおむね二年を目途に) 、 所要の措置を講

ずるものとすること。

- (1) 保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方
- (2) 新しい高齢者医療制度の創設
- (3) 診療報酬の体系の見直し

3 政府は、 おおむね二年を目途に、 次に掲げる事項について、 その具体的内容、 手順及び年次計画を

明らかにし、所要の措置を講ずるものとすること。

(1) 健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直し

(2) 社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化

4 政府は、 おおむね三年を目途に、 次に掲げる事項について、 その具体的内容、 手順及び年次計画を

明らかにし、所要の措置を講ずるものとすること。

(1) 政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化

(2) 医療保険各法、 老人保健法及び介護保険法の規定による給付に伴う負担の家計における合計額が

# 著しく高額になる場合の当該負担の軽減を図る仕組みの創設

(3) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査及び支払に関する

事務処理の体制の見直し

5 政府は、 おおむね五年を目途に、政府が管掌する健康保険事業及び当該事業の組織形態の在り方の

見直しについて検討を行い、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

6 政府は、 次に掲げる事項について検討を行い、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

こと。

(1) 医療に係る事故に迅速かつ適切に対応するための専門家による苦情の処理体制の整備

(2) 医療及び医療に要する費用に関する情報の収集、 分析、 評価及び提供に係る体制の整備

(3) 医療保険各法及び老人保健法の規定による保険給付の内容及び範囲の在り方

7 政府は、 2から6までに規定する事項の検討に早急に着手し結論を得、 逐次実施するものとするこ

ځ

三 経過措置

部負担に関する事項、老人保健法の医療等に要する費用の負担に関する事項、老人医療費拠出金に

関する事項等について、所要の経過措置を設けること。

四 関係法律の整理等

1 国家公務員共済組合法その他共済組合各法につき、健康保険法の改正に準じて、保険給付及び保険

料に関する事項について改正を行うこと。

2 その他関係法律について、所要の改正を行うこと。